

三珠町・市川大門町・六郷町



# はばたき

## 合併協定書

平成17年2月22日



三 珠 町



市川大門町



六 郷 町

## 新町建設計画

平成17年1月

三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

2005年 VOL. 6  
平成17年 2月15日発行

全合併協定項目を確認しました。  
合併協定調印式を開催します。

発行：三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会事務局

〒409-3601 山梨県西八代郡市川大門町1785 市川大門町民会館 3 階

Tel 055-278-8077 / Fax 055-272-6505 / E-mail nishi-8@amber.plala.or.jp

URL <http://www.town.ichikawadaimon.yamanashi.jp/gappei/>

## 第6回合併協議会を開催



▲第6回合併協議会（1/11 市川大門町民会館）

第6回合併協議会が1月11日、市川大門町民会館で開催されました。

協議会での協議事項は11案件で、合併協議会事務局から「地域審議会の取扱い」や「新町建設計画」について提案され、協議が行われました。

総務企画小委員会からは「行政連絡員制度及び行政区の取扱い」など5案件、民生教育小委員会からは「社会福祉の取扱い」などの3案件でした。いずれも原案のとおり承認されました。

### 第6回協議会で協議されたこと

～すべて承認されました～

#### 協議第62号

地域審議会の取扱いについて

#### 協議第63号

新町建設計画について

#### 協議第64号

行政連絡員制度及び行政区の取扱いについて

#### 協議第65号

行政組織の取扱いについて

#### 協議第66号

特別職の取扱いについて

#### 協議第67号

字の区域及び名称の取扱いについて

#### 協議第68号

防災の取扱いについて

#### 協議第29号（追加）

学校教育の取扱いについて（追加）

#### 協議第69号

社会福祉の取扱いについて

#### 協議第70号

児童福祉の取扱いについて

#### 協議第71号

合併協定項目における調整方針の修正について

#### 協議第62号

### 地域審議会の取扱いについて

承認

#### 調整方針

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は、設置しない。ただし、必要に応じ新町において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく審議会等の設置を検討する。

#### 協議第63号

### 新町建設計画について

承認

新町建設計画（案）が示され、承認されました。

新町建設計画は、合併後の新町の進むべき道を、合併前にあらかじめ定め、新町において策定する、総合計画に反映するものです。

承認された建設計画（案）は、山梨県と事前協議を経て本協議し、山梨県知事の同意のもと、協議会で再度承認を得ることになります。

協議第64号

行政連絡員制度及び行政区の取扱いについて

承認

調整方針

1. 行政連絡員制度は、合併後速やかに区長及び組長制度に移行する。
2. 行政区画は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後速やかに行政区を再編成する。
3. 市川大門町の区の名称は、合併と同時に「組」に改める。

協議第65号

行政組織の取扱いについて

承認

調整方針

1. 新町における行政組織は、次の「新町における行政組織の基本的方針」に基づき、合併までに調整する。  
【新町における行政組織の基本方針】  
①町民に分かりやすく、町民が利用しやすい機構・組織  
②町民の声を適正に反映することができる機構・組織  
③簡素で効率的な機構・組織  
④新町建設計画を円滑に遂行できる機構・組織
2. 支所及び出張所の機能は、合併までに調整し、その他の出先機関は、現行のとおりとする。

協議第66号

特別職の取扱いについて

承認

調整方針

1. 町長、助役及び収入役の身分の取扱いは、法令の定めるところによる。
2. 町長、助役及び収入役の給料は、各役職ごとの給料月額平均額とする。

協議第67号

字の区域及び名称の取扱いについて

承認

調整方針

1. 字の区域は、現行のとおりとする。

2. 三珠町及び六郷町の大字の名称は、現行のとおりとする。
3. 市川大門町の大字の名称は、山家を山保に変更し、大字のない地区は市川大門を新設し、その他は現行のとおりとする。

協議第68号

防災の取扱いについて

承認

調整方針

1. 防災体制は、新町において策定する地域防災計画の中で検討する。ただし、合併までに暫定的な防災体制を策定する。
2. 火災時の対応は、合併までに調整する。

協議第29号（追加）

学校教育の取扱いについて

承認

調整方針

7. 教育長の給料は、3町の給料月額平均額とする。

協議第69号

社会福祉の取扱いについて

承認

調整方針

1. 戦没者追悼関係事業は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、新町において関係機関と協議し調整する。

協議第70号

児童福祉の取扱いについて

承認

調整方針

1. みつば祝金及び入学祝金は、合併年度はそれぞれの町の例による。合併翌年度からは、新町で調整する。

協議第71号

合併協定項目における調整方針の修正について

承認

調整方針

調整方針の語尾や接続詞等の統一を図るものです。

## 第7回合併協議会を開催

53項目すべての協議が終了

第7回合併協議会が1月31日、六郷町民会館で開催されました。

協議会での協議事項は2案件で、「指定金融機関の取扱い」と本協議を経て山梨県知事の同意を得た「新町建設計画」などの協議が行なわれ、いずれも承認されました。

今協議会で承認された2案件をもって、予定した合併協定の53項目すべての協議が終了したことになります。また、合併協定調印式の日程の報告がされました。

協議第72号

### 指定金融機関の取扱い について

承認

#### 調整方針

1. 指定金融機関は、西八代郡農業協同組合とする。
2. 収納代理金融機関は、住民サービスの低下を招かないために各町の収納代理金融機関のすべてを対象とし、新たに追加する金融機関等も検討する。

協議第63号

### 新町建設計画について

承認

新町建設計画が承認されました。

建設計画は、第6回合併協議会で原案が承認され、山梨県との事前協議及び本協議を経て、1月25日付けで、山梨県知事の同意を得ましたので、第7回合併協議会に報告し、改めて承認されました。

新町建設計画の概要は、4～5ページに掲載しました。

## 新町建設計画の概要 をお知らせします

### 新町建設計画とは

新町建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、合併する市町村が合併前に作成することになっている計画で、新しい町になって将来どのようなまちづくりを目指していくのか、その方向性を定める重要な計画となります。

合併特例法では、「新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、新町の一体性の速やかな確立や住民福祉の向上等を図るとともに、新町の均衡ある発展に配慮されたものでなければならない。」と定められています。

この計画に盛り込まれた事業については、合併特例債などの合併に基づく国の財政支援を受けることができます。

### 本協議会では...

新町建設計画は、「新しいまちの将来構想」を基に、住民説明会などにおける住民の意見などを踏まえ、

- ・主要指標の見通し

- ・新町の施策

- ・公共的施設の統合整備

- ・新町建設の基本方針

- ・新町における山梨県事業の推進

- ・財政計画

などで構成されており、各町の「総合計画」とも整合を図り、3町の地域の特色を活かしながら、合併後のまちづくりの方向性を定めるもので、合併後10年間、平成27年度までを計画期間としています。施策の体系は、次ページのとおりです。

## 施策の体系

三珠町、市川大門町及び六郷町は、これまで各町独自のまちづくりに取り組み、お互いに切磋琢磨して発展してきました。

今後は合併により手を携え、それぞれの持ち味を最大限に活用することによる一体化を図り、各地域の個性を伸ばすことが必要となります。

この地域に生きるすばらしさと豊かさを次世代に継承し、発展させていくために、「特色ある地域づくり」「住民のためのまちづくり」を推進する観点から「やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさを目指して～」を基本方針に掲げ、「人づくり」と「安全・快適なまちづくり」の施策を実行するための基本的考え方として、「学ぶまち」「暮らしやすいまち」「楽しむまち」の3つの理念を定め、施策を体系化し、新しいまちづくりを進めていきます。

ち・す・ら・ぎ・の・まち

### 学ぶまち

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 国際交流の推進
- (4) 文化・芸術の振興
- (5) 地域間交流の推進
- (6) 体験学習の推進
- (7) 生涯学習の充実
- (8) 生涯スポーツの振興

### 暮らし やすい まち

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 子育て環境の充実
- (3) 生活環境(生活道路・公園等)の整備
- (4) 上下水道の整備
- (5) 防災体制の充実
- (6) 交通安全・防犯対策の推進
- (7) 定住化の推進
- (8) 健康づくり
- (9) 医療・救急医療の充実
- (10) 介護保険の充実
- (11) 福祉対策の充実
- (12) 情報化の推進
- (13) 行財政改革の推進

### 楽しむまち

- (1) 道路網の整備
- (2) 中部横断自動車道の建設促進
- (3) 農林業の振興
- (4) 商工業の振興
- (5) 観光の振興
- (6) 消費者の支援
- (7) 公共交通機関の整備
- (8) 住民参画と協働の推進
- (9) 土地利用の推進
- (10) 景観の保全と活用
- (11) 自然環境の保全と活用

# 合併協定調印式を行います

三珠町、市川大門町及び六郷町の合併協定調印式を次のとおり開催します。

○と き 平成17年2月22日(火) 午前9時45分～  
○ところ 三珠町 歌舞伎文化公園 ふるさと会館  
多目的ホール

三珠町、市川大門町及び六郷町は平成16年4月1日に任意合併協議会を設立し、同年7月1日には、法定合併協議会に移行して、合併協議を進めてまいりました。

平成17年1月31日には、53の協定項目すべてが、確認されたました。

つきましては、上記のとおり「合併協定調印式」を執り行います。

「市川三郷町」の新たな第一歩となります調印式に、多くの皆様のご来場をお願いします。

## 新しい町の名付け親大賞に、三珠町の田中さん

新しい町の「名付け親大賞」などの抽選が、1月11日開催の第6回合併協議会において行なわれました。

「名付け親大賞」は、新町名称決定作品をお寄せいただいた155名の中から1名、「名付け親賞」は大賞にもれた方の中から5名、特別賞は応募者全員(有効)から25名が抽選されました。「名付け親大賞」には三珠町の田中米男さんに輝きました。当選された方々は、次のとおりです。(敬称略・順不同)

**名付け親大賞** 5万円分の商品券・・・・・・・・・・1名

田中 米男 三 珠 町

**名付け親賞** 1万円分の商品券・・・・・・・・・・5名

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 松野 勝美 | 市川大門町 | 樋川たけこ | 市川大門町 |
| 伴野ひで子 | 市川大門町 | 渡井 知子 | 市川大門町 |
| 井上かず子 | 市川大門町 |       |       |

**特 別 賞** みたまの湯、つむぎの湯入浴券ペアセット・・・・・・・・25名

|        |       |       |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 赤池 紀代  | 市川大門町 | 村松 真紀 | 市川大門町 | 井上 悦治 | 六 郷 町 |
| 萩原 津る子 | 三 珠 町 | 望月 優路 | 六 郷 町 | 深澤 実  | 市川大門町 |
| 有泉 いとの | 三 珠 町 | 青柳 桂  | 三 珠 町 | 都築 春美 | 六 郷 町 |
| 大柴 ふじ江 | 六 郷 町 | 土屋 征彦 | 三 珠 町 | 村松 久平 | 市川大門町 |
| 入原 武之助 | 市川大門町 | 遠藤 正代 | 市川大門町 | 渡辺 潤平 | 市川大門町 |
| 一瀬 忠春  | 市川大門町 | 望月 勝美 | 市川大門町 | 上田 幸三 | 六 郷 町 |
| 関部 恵子  | 市川大門町 | 望月 義子 | 六 郷 町 | 上田 種子 | 六 郷 町 |
| 望月 左絵子 | 六 郷 町 | 阿部 照美 | 六 郷 町 | ☆☆☆☆☆ |       |
| 一瀬 愛   | 市川大門町 | 河口 敏  | 六 郷 町 |       |       |

# 小委員会及び合併協議会での協議状況

| ◎承認 △継続協議 |                                      | 平成17年1月31日現在 |     |
|-----------|--------------------------------------|--------------|-----|
| 協 定 項 目   |                                      | 小委員会         | 協議会 |
| 1         | 合併の方式                                |              | ◎   |
| 2         | 合併の期日                                |              | ◎   |
| 3         | 新町の名称                                | ◎            | ◎   |
| 4         | 新町の事務所の位置                            |              | ◎   |
| 5         | 財産及び債務の取扱い                           | ◎            | ◎   |
| 6         | 地域審議会の取扱い                            |              | ◎   |
| 7         | 議会の議員の定数及び任期の取扱い                     | ◎            | ◎   |
| 8         | 農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い                  | ◎            | ◎   |
| 9         | 地方税の取扱い                              | ◎            | ◎   |
| 10        | 一般職の取扱い                              | ◎            | ◎   |
| 11        | 財産区及び財産管理会の取扱い                       | ◎            | ◎   |
| 12        | 行政連絡員制度及び行政区の取扱い                     | ◎            | ◎   |
| 13        | 行政組織の取扱い                             | ◎            | ◎   |
| 14        | 特別職の取扱い                              | ◎            | ◎   |
| 15        | 一部事務組合の取扱い                           | ◎            | ◎   |
| 16        | 公共的団体の取扱い                            | ◎            | ◎   |
| 17        | 字の区域及び名称の取扱い                         | ◎            | ◎   |
| 18        | 各種団体への補助金の取扱い                        | ◎            | ◎   |
| 19        | 使用料及び手数料の取扱い(ただし、保育料、水道料、下水道料は含まない。) | ◎            | ◎   |
| 20        | 消防団の取扱い                              | ◎            | ◎   |
| 21        | 慣行の取扱い                               | ◎            | ◎   |
| 22        | 国民健康保険の取扱い                           | ◎            | ◎   |
| 23        | 介護保険の取扱い                             | ◎            | ◎   |
| 24        | 24-1 指定金融機関の取扱い                      | ◎            | ◎   |
|           | 24-2 防災の取扱い                          | ◎            | ◎   |
|           | 24-3 姉妹都市の取扱い                        | ◎            | ◎   |
|           | 24-4 イベントの取扱い                        | ◎            | ◎   |
|           | 24-5 その他の税事業の取扱い                     | ◎            | ◎   |
|           | 24-6 議会議員の報酬及び費用弁償の取扱い               | ◎            | ◎   |
|           | 24-7 窓口業務の取扱い                        | ◎            | ◎   |
|           | 24-8 社会福祉の取扱い                        | ◎            | ◎   |
|           | 24-9 障害者福祉の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-10 高齢者福祉の取扱い                      | ◎            | ◎   |
|           | 24-11 児童福祉の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-12 保育事業の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-13 環境衛生事業の取扱い                     | ◎            | ◎   |
|           | 24-14 保健事業の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-15 病院・診療所の取扱い                     | ◎            | ◎   |
|           | 24-16 農林土木事業の取扱い                     | ◎            | ◎   |
|           | 24-17 農林業振興事業の取扱い                    | ◎            | ◎   |
|           | 24-18 商工観光事業の取扱い                     | ◎            | ◎   |
|           | 24-19 温泉施設の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-20 建設事業の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-21 公営住宅の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-22 上水道事業の取扱い                      | ◎            | ◎   |
|           | 24-23 下水道事業の取扱い                      | ◎            | ◎   |
|           | 24-24 学校教育の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-25 給食業務の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-26 社会教育の取扱い                       | ◎            | ◎   |
|           | 24-27 公民館の取扱い                        | ◎            | ◎   |
|           | 24-28 文化財及び芸術の取扱い                    | ◎            | ◎   |
|           | 24-29 社会体育の取扱い                       | ◎            | ◎   |
| 25        | 新町建設計画                               |              | ◎   |

※具体的な調整方針は、協議会だよりの各号の協議会報告をご覧ください。

## 今後の想定スケジュール

| 2月               | 3月                              | 4月 | 5月 | 6月 | 7月                                         | 8月      | 9月 | 10月              |
|------------------|---------------------------------|----|----|----|--------------------------------------------|---------|----|------------------|
| 2月22日<br>合併協定調印式 | 各町議会による<br>廃置分合の議決<br>知事への合併の申請 |    |    |    | 議決と県知事の決定<br>廃置分合の県議会の<br>へ届出<br>県知事から総務大臣 | 総務大臣の告示 |    | 10月1日<br>市川三郷町誕生 |

## 三珠町・市川大門町・六郷町の横顔

| 町 名   | 人 口     | 世 帯         | 町 民 憲 章                                                                                                                                                |
|-------|---------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三 珠 町 | 4,190人  | 1,337<br>世帯 | 1. まじめに働き、豊かな町をつくります。<br>1. 心身をきたえ、楽しい町をつくります。<br>1. 教養をたかめ、文化の町をつくります。<br>1. 皆で助け合い、福祉の町をつくります。<br>1. きまりを守り、明るい町をつくります。                              |
| 市川大門町 | 10,640人 | 3,611<br>世帯 | 1. 自然を愛し、きまりを守る、住みよい町をつくります。<br>1. 心をみがき、からだをきたえ、明るい町をつくります。<br>1. 教養ゆたかに、視野広く、文化の町をつくります。<br>1. 心のかよう、愛の輪で、福祉の町をつくります。<br>1. 楽しく働き、ちからをあわせ栄える町をつくります。 |
| 六 郷 町 | 3,965人  | 1,363<br>世帯 | 1. 郷土を愛し、自然を保護し、住みよい町にしましょう。<br>1. 勤労を尊び、活力ある豊かな町にしましょう。<br>1. 健康を守り、明るい平和な町にしましょう。<br>1. 教養を高め、文化の町にしましょう。<br>1. 社会奉仕につとめ、福祉の町にしましょう。                 |
| 合 計   | 18,795人 | 6,311<br>世帯 |                                                                                                                                                        |

※人口・世帯は2月1日現在の住民基本台帳による。

### 合併協議会は傍聴できます

合併協議会の会議は、どなたでも傍聴できます。傍聴を希望される方は、会議開始15分前までに受付けをお願いします。希望者が30人を超える場合は、抽選となります。

### 会議録等は閲覧できます

合併協議会の会議録や会議に提出された資料や文書等は協議会事務局で閲覧することができます。閲覧時間は月曜日から金曜日までの開庁日、午前8時30分から午後5時までです。ホームページでもご覧になれます。

### あとかき

1月31日の第7回合併協議会において、53の合併協定項目が確認されました。4月から「あっ」という間に10ヶ月。合併協議も大詰めの大詰めとなり、合併協定調印式が間近となりました。

調印式の次は、各町議会において、廃置分合等の議決、次いで、山梨県知事への申請となります。

10月1日、新しい町「市川三郷町」の誕生に向けて全力疾走。

事務局